

## 内船歌舞伎公演

内船歌舞伎保存会は、12月7日(日)、町文化ホールで「内船歌舞伎」を公演しました。この歌舞伎は、県の無形民俗文化財に指定され、毎年12月の第1日曜日に定期公演を行っています。

今回の演目は、栄小1年生4人による「子ども三番叟(さんばそう)」、南部警察署員による「白浪五人男(しらなみごにんおとこ)」、保存会による「熊谷陣屋(くまがいじんや)」などを披露いたしました。また、内船出身の伴月流家元による舞踊も披露され、花を添えてくれました。

今回出演された役者も皆、歌舞伎特有の言葉の言い回しや全身を使って表す感情描写など、日々の練習の成果による貴祿の見得と迫真の演技を披露し、場内から大きな喝采を浴びました。

この歴史ある「内船歌舞伎」、その伝統を今に引き継ぎ定期的に上演している保存会の皆様



子ども三番叟



熊谷陣屋



白浪五人男

には、演じることの楽しさも喜びも、またそこに至るまでの苦労も全部つみこんで、内船歌舞伎を今後とも伝承活動をよろしくお願いいたします。

## 南部警察署・南部町消防団による町内防犯診断実施結果

		平成26年度 (診断実施日：平成26年12月10日夜間)		平成26年度	平成25年度	
実施件数	一般住宅診断総件数			2,645件	(2,812件)	
	事業所等診断総件数			127件	(107件)	
	駐車車両診断総件数			792件	(2,237件)	
計				3,564件	(5,156件)	
指導件数	一般住宅	玄関・勝手口の施錠状況	無施錠	212件	(165件)	
		敷地内駐車車両の施錠状況	無施錠	212件	(292件)	
			車両内への貴重品等の放置	0件	(3件)	
		建物周囲に可燃物はないか	ある	18件	(60件)	
	計				442件	(520件)
	事業所等	玄関・勝手口の施錠状況	無施錠	3件	(3件)	
		敷地内車両の施錠状況	無施錠	31件	(15件)	
			車両内への貴重品等の放置	0件	(0件)	
		建物周囲に可燃物はないか	ある	2件	(5件)	
	計				36件	(23件)
	駐車車両	住宅及び事業所等駐車場以外の駐車車両の施錠状況	無施錠	23件	(31件)	
			車両内への貴重品等の放置	0件	(0件)	
計				23件	(31件)	

刑法犯の約8割が窃盗犯罪で、私たちの身近な生活空間で発生しています。

町内防犯診断(夜間)は、防犯という視点から、「安全で安心なまちづくり」を推進していく取組みの一環として、毎年、南部警察署と南部町消防団の協働連携により、実施しています。

空き巣、振り込め詐欺など身近な犯罪を抑止し、犯罪のない地域社会の実現を目指すためには、町民一人ひとりが防犯意識を高く持つことが重要で、犯罪を未然に防ぐことができます。近年、住宅等を対象とした侵入犯罪は依然高い水準にあり、財産だけでなく身の危険を伴うこともあります。町民の皆様には、お出かけ前・就寝前の戸締り(住宅・自動車等)を再点検し、犯罪の起こりにくい町づくりが構築できるよう、自主防犯意識の向上と推進に努めましょう。

## 介護保険制度について（第3回）

前回は、65歳以上の方の介護保険料の決め方についてご説明しましたが、今回は介護保険制度改正に伴う第6期（平成27年度～平成29年度）介護保険料の算定方法についてご説明します。

### 平成27年度～平成29年度の介護保険料基準額の決め方

南部町で必要な  
介護サービスの総費用

×

65歳以上の方の  
負担分22%

÷

南部町に住む  
65歳以上の方の人数

＝ 南部町の平成27年度～平成29年度の保険料の基準額

第5期（平成24年度～平成26年度）の介護保険料の算定との違いは、65歳以上の方の負担分が21%から22%に変更される点です。

また、介護保険料は所得に応じて6段階に分かれていましたが、9段階に変わります。

所得段階	対象になる方
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者または、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で第2段階に該当しない方
第4段階	本人非課税、世帯の誰かが課税で、（課税公的年金等収入額＋合計所得金額）が80万円以下の方
第5段階	本人非課税、世帯の誰かが課税で（課税公的年金等収入額＋合計所得金額）が80万円を超える方
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が120万円未満の方
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が120万円190万円未満の方
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が190万円以上290万円未満の方
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得が290万円以上の方

※上記表の内訳については、厚生労働省の全国担当課長会議の資料等に基づくものであり、確定ではありません。確定次第お知らせいたします。